

平成28年度における任意継続掛金の標準となる
標準報酬の月額算定の基礎となる額について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第180号）附則第8条により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2第2号に規定する、平成27年10月1日における当組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額は、440,000円である。

平成28年3月31日

地方職員共済組合
理事長 河野 栄